

中川・綾瀬川改修事業

平成20年1月23日

国土交通省 関東地方整備局

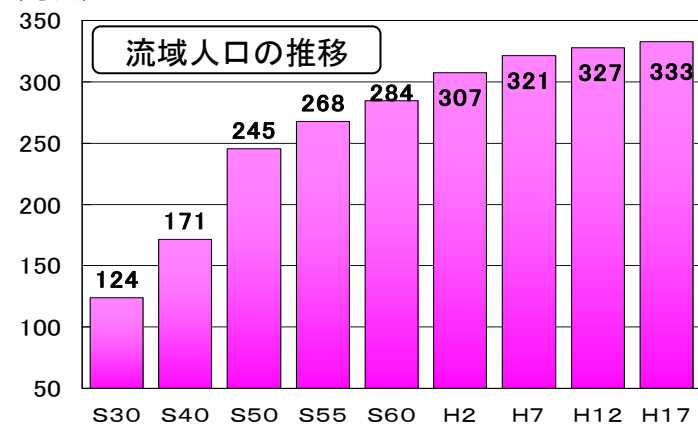
中川・綾瀬川改修事業 再評価資料

目 次

1. 特徴と課題	1
2. 再評価の考え方	6
3. 再評価対象事業	13
4. 流域の社会状況	15
5. 事業の進捗状況等	20
6. 治水事業の費用対効果の考え方	29
7. 費用便益比の内訳	30
8. 「中川・綾瀬川改修事業」の再評価の視点	36
9. 今後の対応方針(案)	37

特徴と課題(利根川水系中川・綾瀬川流域の概要(その2))

(万人)

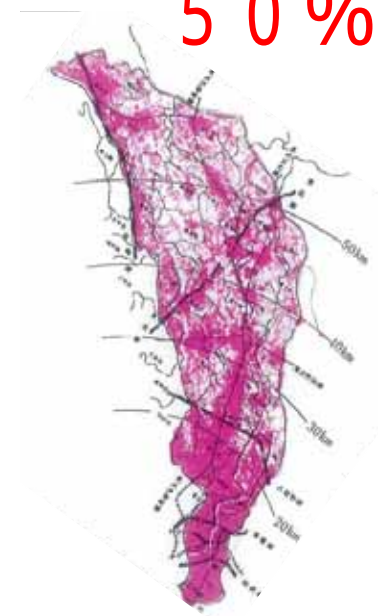


首都東京を抱え、急激に都市化が進行しました。

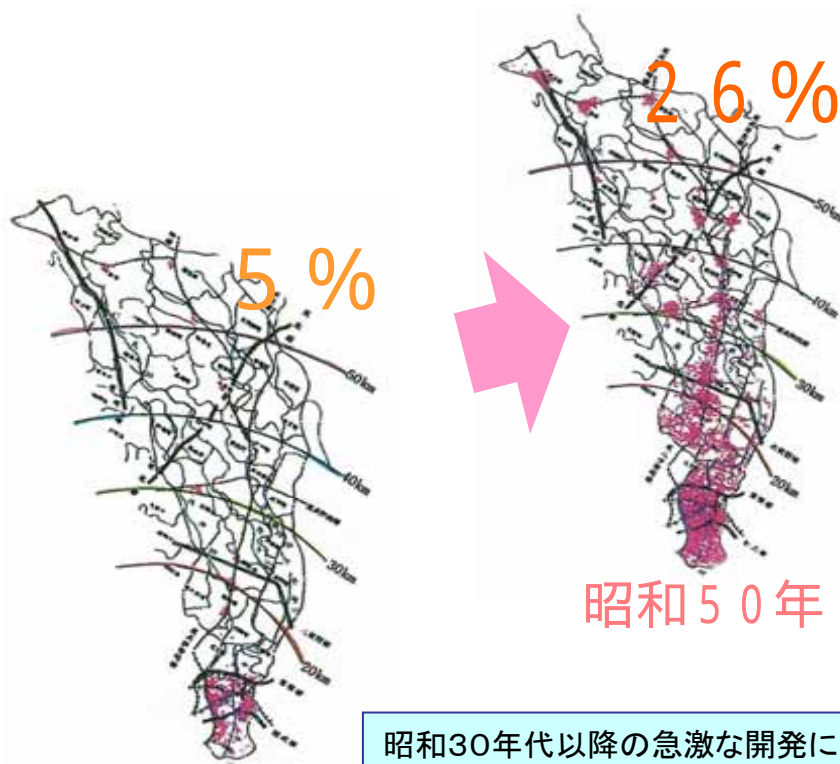
50%



平成 2 年



平成 1 7 年

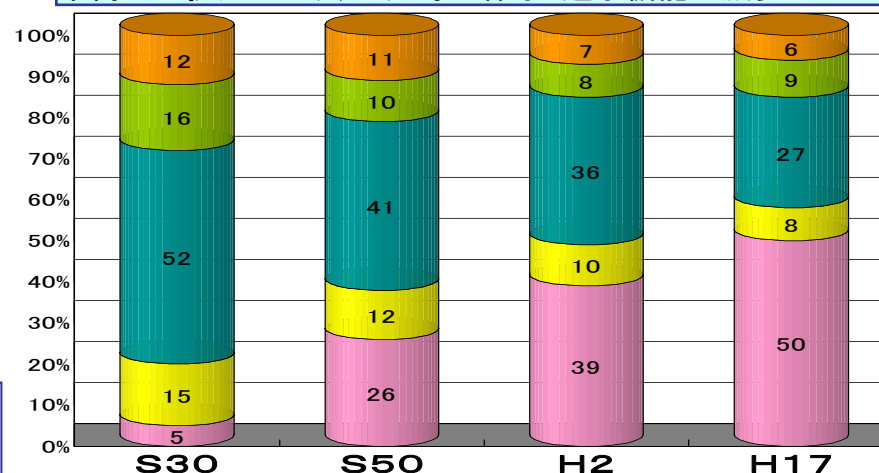


昭和 5 0 年

昭和 3 0 年

昭和30年代以降の急激な開発により、過去50年間で市街化率が5%から約50%の10倍に激増しています。

市街地の拡大により、田畑等の保水・遊水機能が減少しています。



市街地 農村型集落 水田 畑 山林・その他

特徴と課題(主な洪水と治水対策)

大規模な洪水被害の発生、流域の市街化や社会経済の発展を踏まえ治水計画の見直しを実施

主な洪水と治水対策

大正 2年8月 洪水

大正 5年 内務省直轄改修計画

昭和 5年 直轄改修計画完成に伴い都県へ移管

昭和33年9月 狩野川台風

浸水面積 : 約27,840ha

浸水家屋 : 41,544戸

昭和36年 中川・綾瀬川の中流部を国へ移管

昭和37年 新中川完成

昭和38年 中川総体計画

計画雨量 : 292mm/2日

計画高水流量 : 800m³/s (吉川)

流域に一部湛水を許容 (3,600万m³)

昭和54年 三郷放水路暫定完成 (100m³/s)

(平成8年 : 200m³/s完成)

昭和54年10月 台風20号 激特事業採択

浸水面積 : 約1,043ha

浸水家屋 : 13,107戸

昭和55年 工事実施基本計画

計画雨量 : 355mm/48hr

計画高水流量 : 1,100m³/s (吉川)

流域に一部湛水を許容 (5,500万m³)

昭和56年10月 台風24号 激特事業採択

浸水面積 : 約2,120ha

浸水家屋 : 19,661戸

昭和57年9月 台風18号 激特事業採択

浸水面積 : 約27,690ha

浸水家屋 : 36,425戸

昭和58年 流域整備計画策定

計画雨量 : 217mm/48hr (1/10)

昭和59年 綾瀬川排水機場暫定完成 (50m³/s)

(平成7年 : 100m³/sへ増強)

昭和61年8月 台風10号 激特事業採択

浸水面積 : 約6,531ha

浸水家屋 : 22,962戸

平成 3年9月 台風18号 激特事業採択

浸水面積 : 約9,236ha

浸水家屋 : 31,431戸

平成4年 綾瀬川放水路暫定通水 (25m³/s)

(平成10年 : 100m³/sへ増強)

平成5年 工事実施基本計画改定

計画雨量 : 355mm/48hr

計画高水流量 : 1,100m³/s (吉川)

流域に一部湛水を許容 (3,600万m³)

平成14年 首都圏外郭放水路部分通水開始

平成18年 首都圏外郭放水路完全通水開始

昭和61年8月洪水



埼玉県草加市新栄町団地上空
(綾瀬川)

平成3年9月 洪水

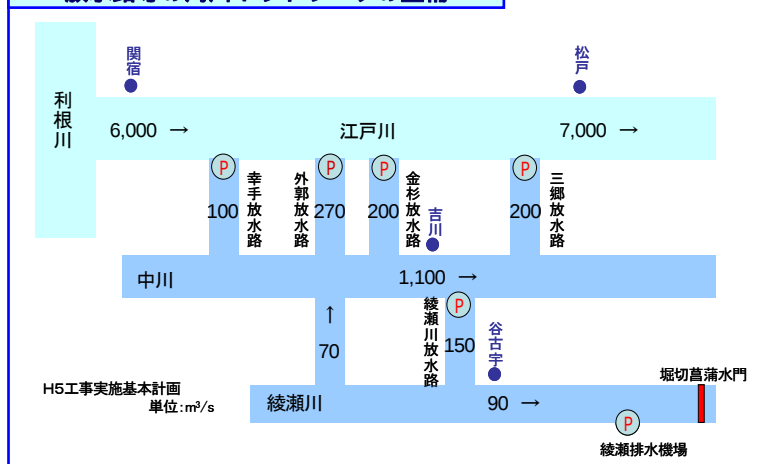


埼玉県草加市新栄町(綾瀬川)

特徴と課題(中川・綾瀬川流域の治水対策)

低平地を流下する中川・綾瀬川は、洪水量の低減のためには、江戸川等への洪水分派が不可欠であり、放水路群の整備が必要。暫定的な治水対策として、総合治水対策を実施。

放水路等の河川ネットワークの整備



河川調節池

大 吉 調 節 池

平常時



洪水時



流域対策

雨水貯留浸透施設による流出抑制対策や、内水排除対策等を実施

平常時



松伏調整池

洪水時



主な流域外排水施設の整備状況

首都圏外郭放水路200m³/s

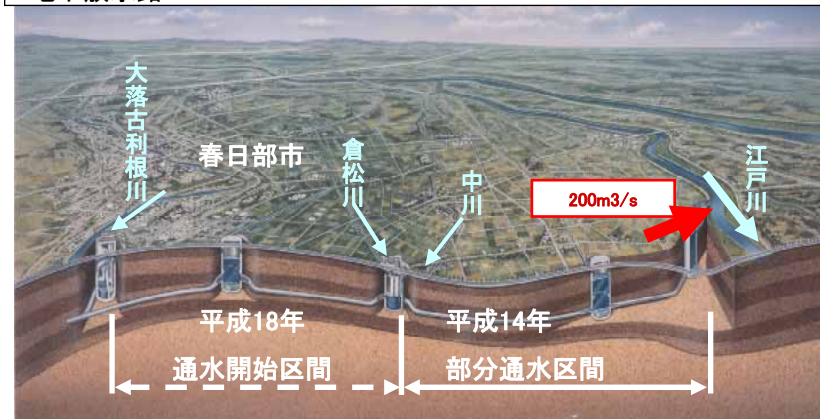
綾瀬川放水路100m³/s

三郷放水路200m³/s

綾瀬排水機場100m³/s

首都圏外郭放水路

- ・中川流域の洪水(中川、倉松川、大落古利根川等)を江戸川へ排水する施設
- ・一般国道6号の地下50mに設置する内径10.6m、延長約6.3kmの地下放水路



河川法の改正について

旧制度

工事実施基本計画

内容 ⇒ 基本方針、基本高水、計画高水流量等
主な河川工事の内容

工事実施基本計画
の案の作成

工事実施基本計画
の決定

意見

河川審議会
(一級水系)

河川工事

新制度

河川整備基本方針

内容 ⇒ 基本方針
基本高水、計画高水流量等

河川整備基本方針
の案の作成

河川整備基本方針
の決定・公表

意見

社会資本整備
審議会
(一級水系)
都道府県河川
審議会
(二級水系)

都道府県河川審議会
がある場合

河川整備計画

内容 ⇒ 河川整備の目標
河川工事、河川の維持の内容

原 案

河川整備計画の
案の決定

河川整備計画の
決定・公表

意見

意見

意見

学識経験者

公聴会の開催等
による住民意見の反映

関係都県知事

意見

市区町村長

河川工事、河川の維持

再評価の考え方

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」 第4 1(4)によると、

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

「河川及びダム事業の再評価実施要領細目」 第4 1(3)によると、

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(3) 実施要領第4 1(4)の規定に基づき河川整備計画の策定・変更により再評価の手続きが行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」 第5 4④によると、

第5 再評価の手法

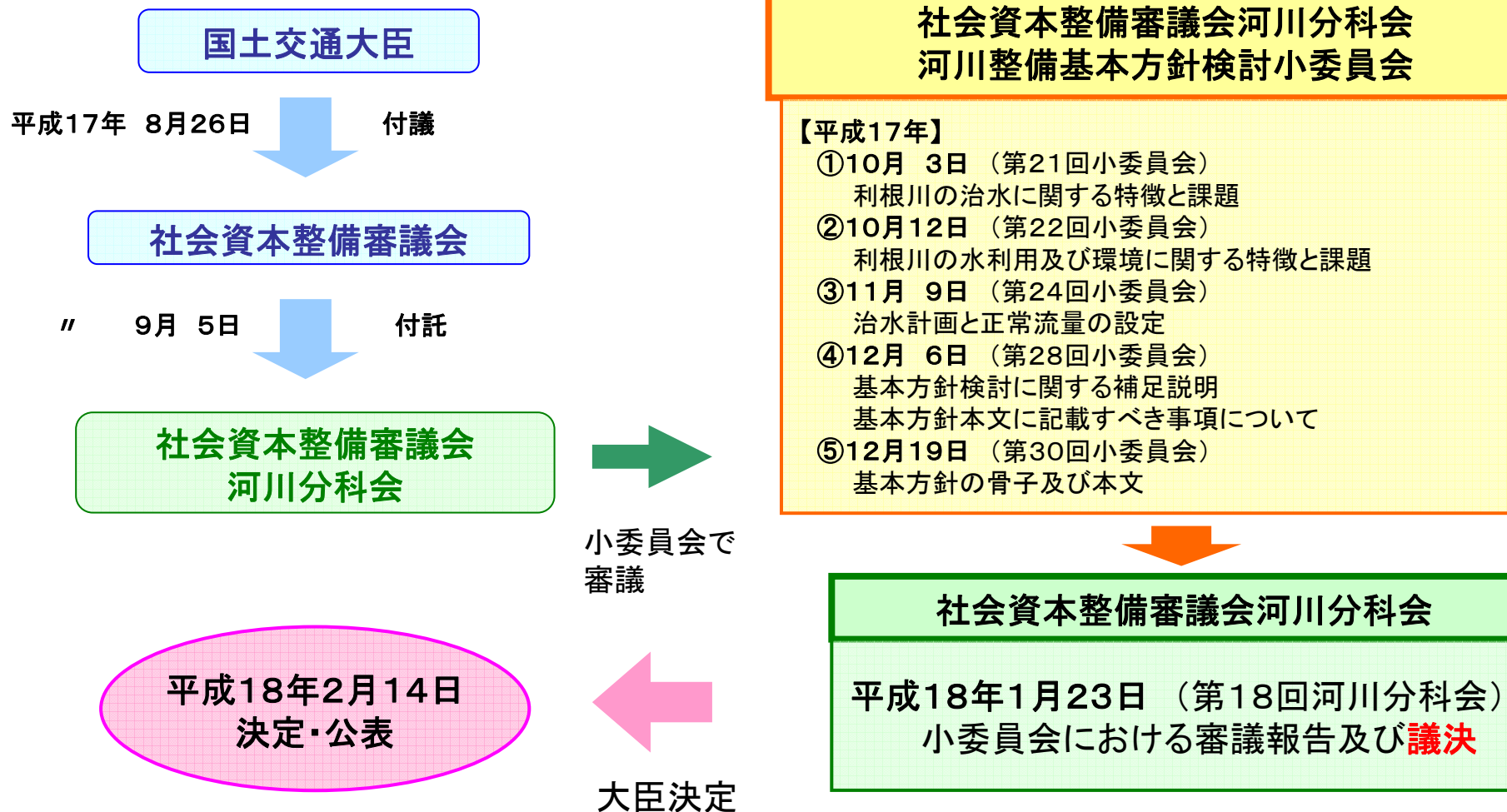
4 対応方針又は対応方針(案)決定の考え方

- ④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。

利根川水系河川整備基本方針

河川整備基本方針は、長期的な観点から、国土全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量配分等、抽象的な事項を科学的・客観的に定めるものである。

利根川水系河川整備基本方針は、河川法第16条第1項の規定により、平成18年2月14日付けで定められた。利根川水系河川整備基本方針の審議経過を以下に示す。



●河川整備基本方針の基本的な考え方

◆基本高水の検証

- ・既定計画策定後の水理・水文データの蓄積等を踏まえ、基本高水のピーク流量を検証
→既定計画の基本高水ピーク流量は妥当と判断し踏襲

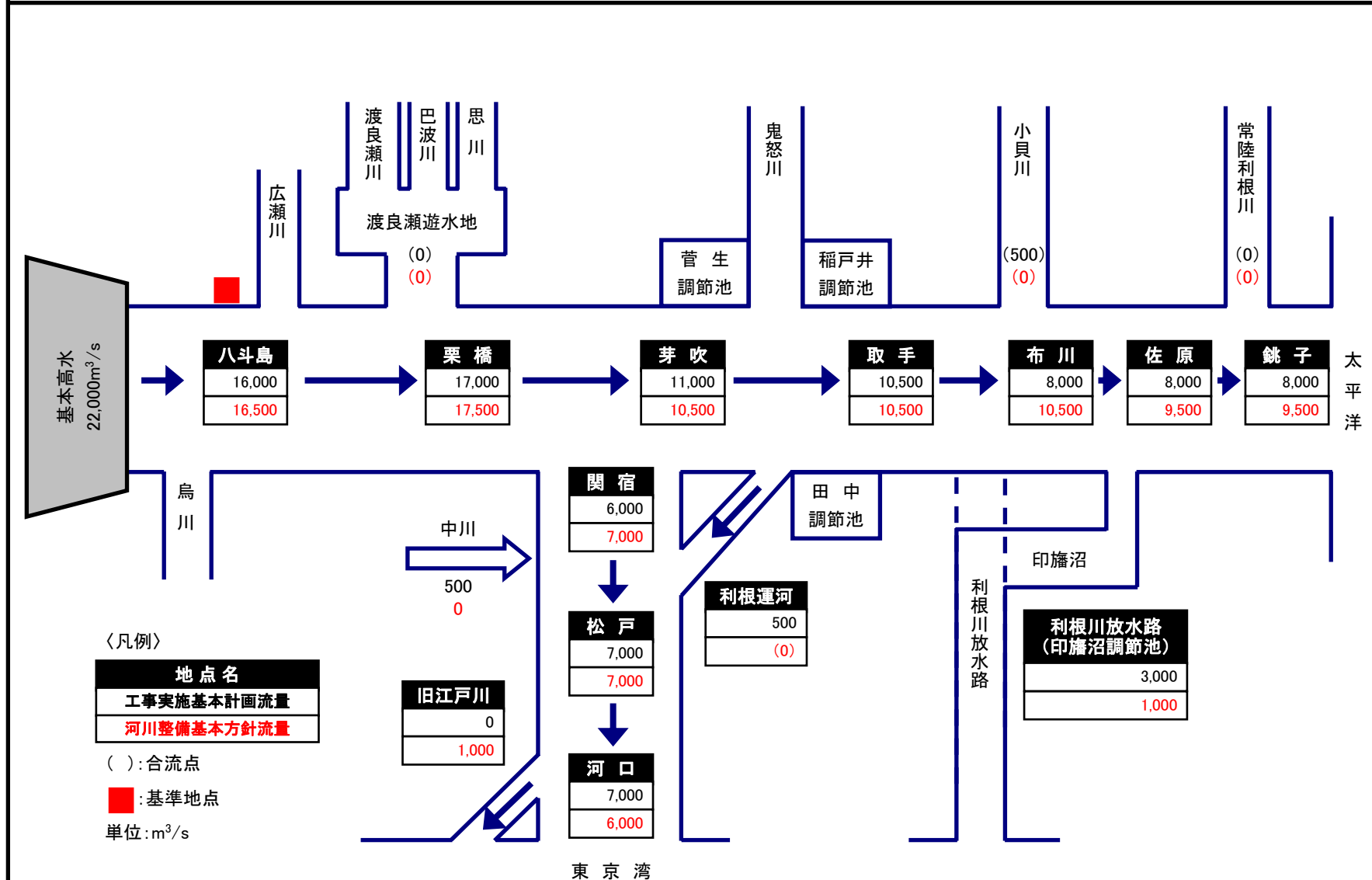
◆高水処理計画

- ・実現可能性の向上(一層の合理性、経済性の確保)
→極めて困難と考えられるものの排除(上流調節施設、利根川放水路)
- ・既存ストックの有効活用
→各施設の潜在的なポテンシャルを引き出す(河道断面の有効活用、ダム容量再編)
- ・現河道計画の概ねの尊重
→被害ポテンシャルの増大に配慮し、HWLは上げない。沿川の地域社会を考慮し引堤は行わない。

沿川の土地利用の高度化など社会的状況の変化、河床の低下などの河川の状況変化等を踏まえて、より早期にかつ確実に水系全体のバランスのとれた治水安全度の向上を図るため、効果的、効率的な整備を行う。

- ①八斗島地点下流や利根川下流などにおいては、河床が低下した後に近年では概ね安定しており、これを踏まえて河道分担量を増加させる。
- ②中川から江戸川への排水量について、近年までの洪水実績データ等から、中川と江戸川の洪水の時間差を考慮すると洪水ピーク時の排水量をゼロとし500m³/s減ずることが可能。
- ③八斗島下流で増加する500m³/sは②の減分で相殺できることから、利根川と江戸川の分派バランスは基本的に変更しない(利根川下流・取手:10,500m³/s、江戸川・松戸:7,000m³/s)。
- ④利根川放水路周辺では市街化が進行し、現計画の放水路規模では地域社会への影響が甚大で整備が困難であり、印旛沼の活用を図りながら規模縮小。
- ⑤小貝川の本川ピーク時の合流量について、現計画で想定している遊水地群の洪水調節効果を近年の洪水実績から評価し、洪水調節施設の機能向上を見込み、他支川と同様にゼロとする。
- ⑥中流部の河道内調節池について、周囲の堤防の安定性を確保しつつ、地下水位の影響を受けない範囲で掘削ができるようになり、洪水調節容量を増加。
- ⑦八斗島上流での洪水調節量を500m³/s減ずるとともに、以下のような徹底した既存施設の有効活用等を図りながら洪水調節施設を整備する。
 - ・河道内調節地の掘削増など河道の有する遊水機能の一層の増強
 - ・既存洪水調節施設の再開発による機能向上(利水容量の治水容量への振替も含めたダム群の連携・再編、ダムの嵩上げ)
 - ・洪水調節施設の治水機能を最大限に活かせるよう、気象予測や情報技術の進展等を踏まえ、より効果的な操作ルールへの変更
- ⑧その他、地域の状況に合わせたより最適な整備手法を展開。

利根川水系河川整備基本方針 計画高水流量図



※基本高水流量: 河川整備基本方針を策定する場合に、基準点で定める洪水の最高流量のこと。

※計画高水流量: 河道を設計する場合に基本となる流量で、基本高水流量を河道とダムなどの各種洪水調節施設に合理的に配分し、各地点の計画の基本となるもの。

利根川水系河川整備計画について

利根川水系は流域面積が16,840km²と広大で、**各流域の特性が異なる**ことから、河川整備計画の策定に当たり、水系内を**5ブロックに分割**し、計画の策定作業を進めているところである。

利根川水系は5ブロックに分割

【利根川・江戸川ブロック】

利根川流域の大臣管理区間のうち、以下の区間を除く範囲

【渡良瀬川ブロック】

13.5km(栃木県藤岡町)より上流の大臣管理区間(渡良瀬川上流のダム区間を含む)

【鬼怒川・小貝川ブロック】

鬼怒川: 滝下橋(茨城県守谷市)より上流の大臣管理区間(鬼怒川上流のダム区間を含む)

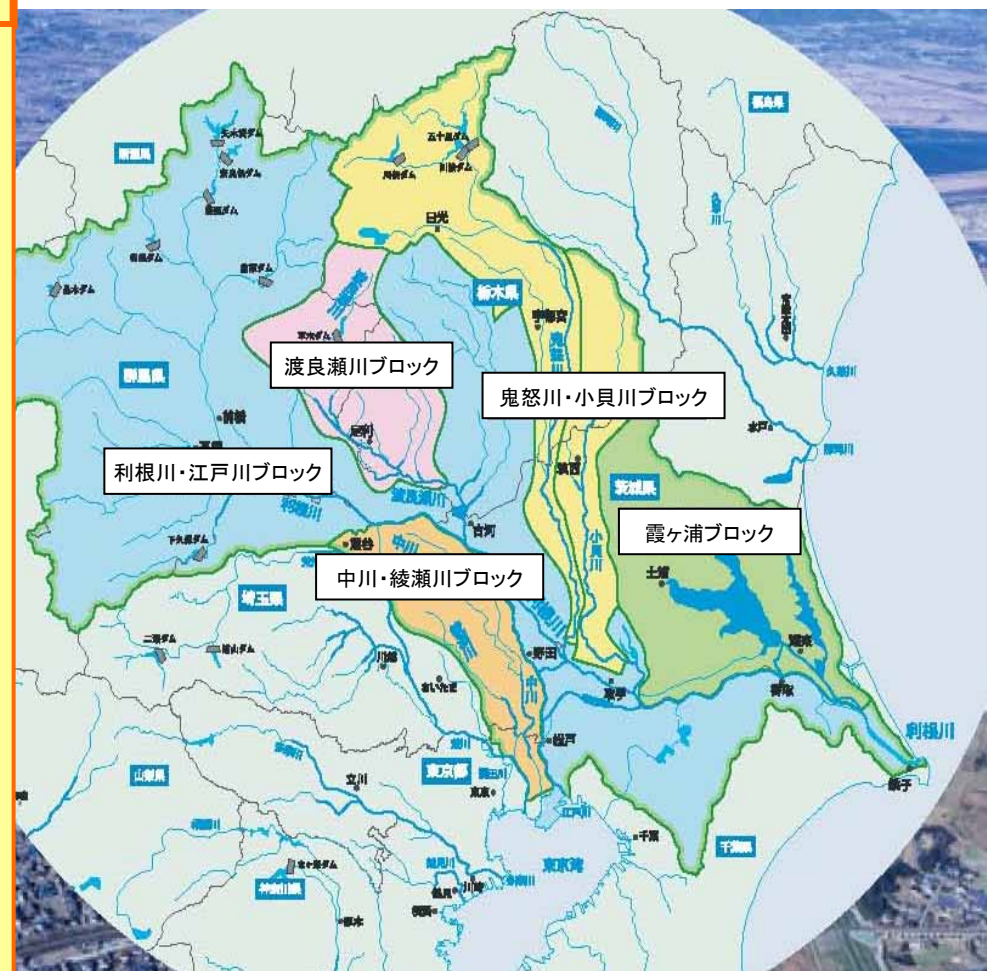
小貝川: JR常磐線(茨城県取手市)より上流の大臣管理区間

【霞ヶ浦ブロック】

常陸川水門(茨城県神栖市)より上流の大臣管理区間(霞ヶ浦導水区間を含む)

【中川・綾瀬川ブロック】

中川・綾瀬川の大管管理区間(放水路区間を含む)



意見聴取の状況

有識者会議(のべ11回開催)

設立主旨 河川整備計画を作成するに当たり学識経験者等の意見の場として設置

- 【第1回】 5つのブロック毎に単独開催(平成18年11月29日～12月4日に開催)
議事: 河川整備計画の目標等(治水、環境、維持管理)について議論
- 【第2回】 5つのブロック毎に単独開催(平成18年12月18日～12月20日に開催)
議事: 各種課題に対する配慮事項、各河川の現状と課題について議論
(第1回有識者会議における指摘事項について)
- 【第3回】 5つのブロックを同時開催(平成19年2月22日に開催)
議事: 河川整備計画の原案の策定に際して頂いた意見について報告

公聴会

平成19年2月22日の水系全体公聴会を皮切りに各ブロック計**19会場**で公聴会を開催(公述人 約100名)

地方公共団体

153団体

現在までに

約1100件の意見をいただいた。



←公聴会の様子

インターネット・はがき 約300名(随時受付)

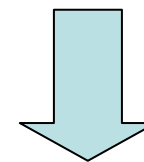
公述人 約100名

地方公共団体 約90団体

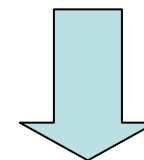
整備計画策定の手順

河川整備計画策定までのフローを右図に示す。

原案への反映について検討、河川管理者の考え方を説明する資料を作成 **(現在)**



意見を踏まえた河川整備計画原案の作成



河川整備計画原案の提示

河川整備計画の原案を示した後も、今回と同様な意見聴取や公聴会の開催を行い、頂いた意見に対する河川管理者の対応を示し、河川整備計画(案)を作成する。

再評価対象事業

中川・綾瀬川改修事業の事業評価は、

「利根川水系工事实施基本計画」に基づく各河川改修事業について、平成10年度第3回(H10. 12. 14)の事業評価監視委員会において実施され、その後、平成14年度の第3回(H14. 12. 19)の事業評価監視委員会において、『**継続**』が妥当と判断され、現在、事業を推進中である。

平成14年度の事業評価監視委員会において評価していただいた、主な整備内容は、

①域外排水能力の不足解消

中川・綾瀬川の流下能力や流域外へ排水する施設が不足しているため、

- ・首都圏外郭放水路をH18までに完成させます。
- ・八潮排水機場の能力を100m³/s→150m³/sに増強します。

②中川中流部の流下能力不足

- ・中川右岸の堤防未整備区間について堤防の整備を促進します。
- ・中川の河道整備(築堤、掘削)は、県管理区間の改修状況と進度を調整しながら進めていきます。

今回、再評価に対象となっているのは、前回平成14年度に再評価していただいた内容に沿って行う事業であり、中川・綾瀬川において、現在、推進中の事業は、

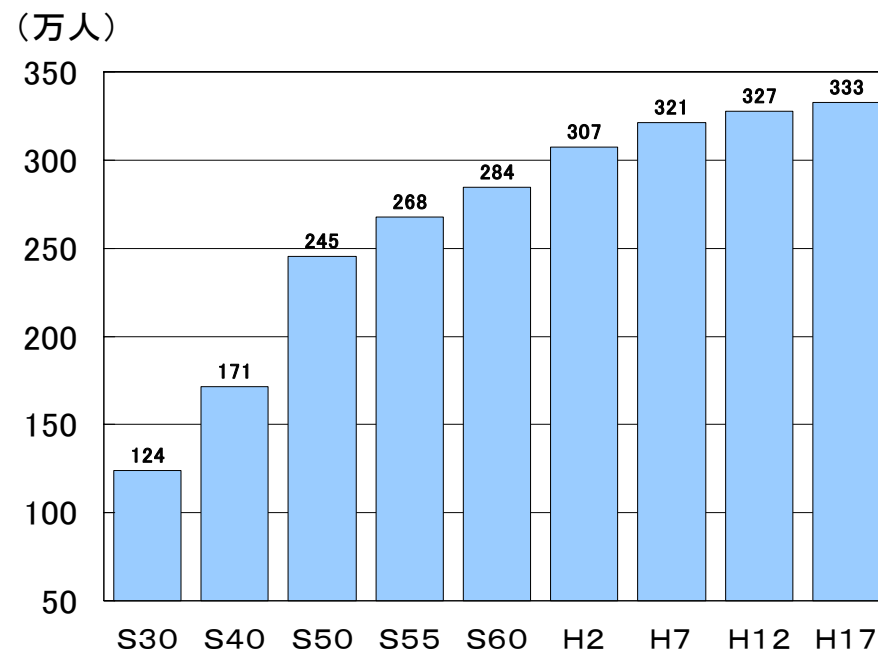
○中川右岸築堤(河道掘削)

中川・綾瀬川の主要河川改修事業



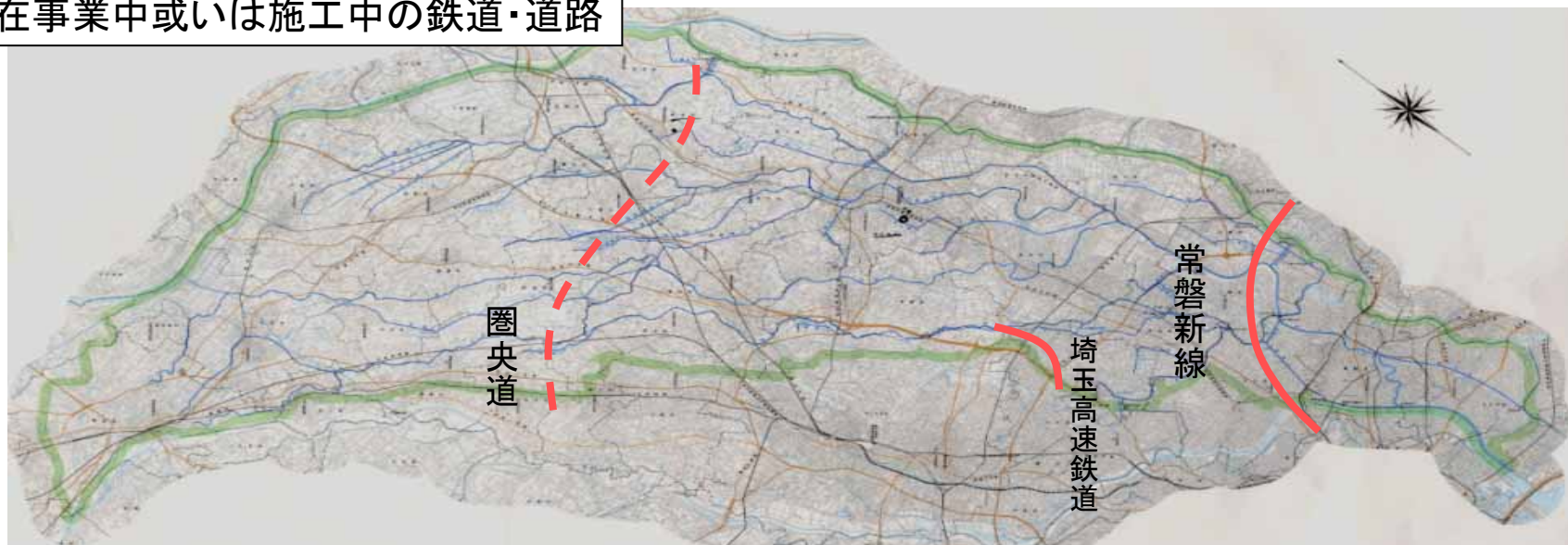
流域の社会状況

- ・流域内の人口は引き続き増加しています。
- ・常磐新線、圏央道などの整備が進められています。



グラフ：流域内人口の推移

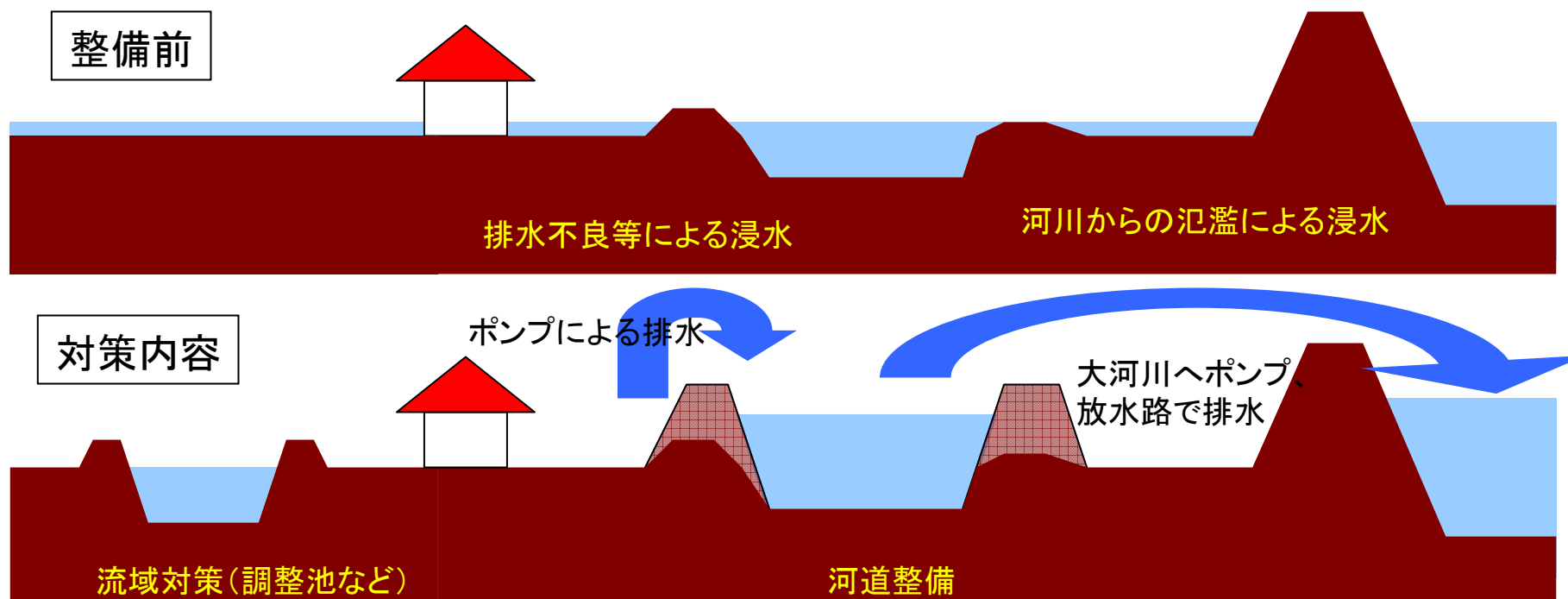
現在事業中或いは施工中の鉄道・道路



総合治水対策の背景

- ・長期的な目標整備水準としては、工事实施基本計画1/100の治水安全度とする
- ・都市化の進展による浸水被害の頻発
- ・河川整備だけでは、浸水被害を防止できない
 - 河川整備と**流域対策**(調節地、調整池など)とを組み合わせた「総合治水対策(流域整備計画)」を実施
- ・長期的な視点から当面の目標値として総合治水対策(流域整備計画)**1/10**の治水安全度を**緊急的に**確保

対策のイメージ

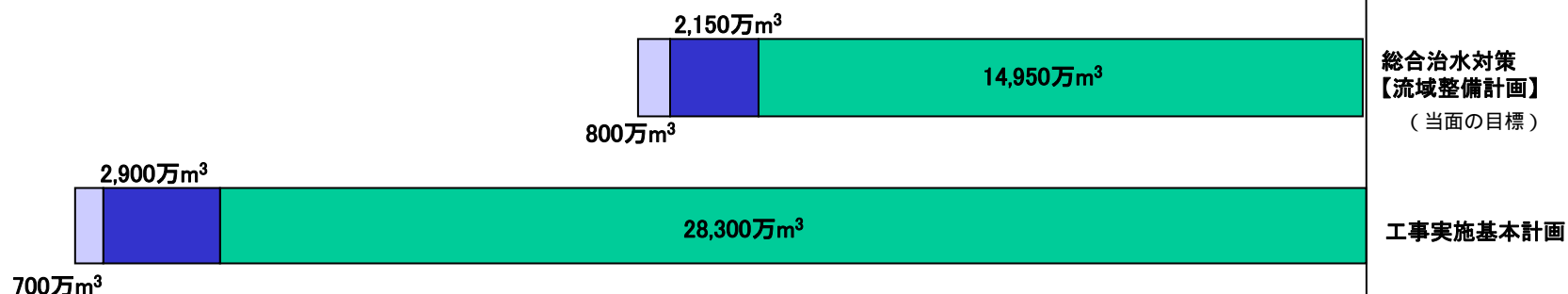


総合治水対策(流域整備計画)の内容

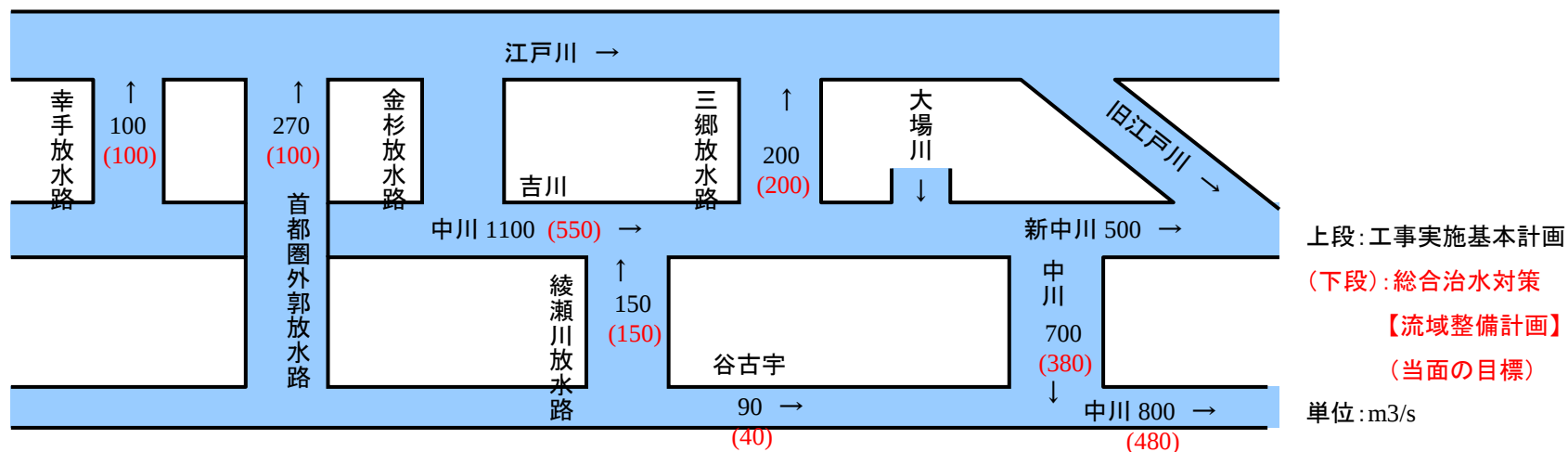
- 当面は吉川で550万 m^3/s (治水安全度1/10) を目標にしています。
 - ・ 河川改修では14,950万 m^3
 - ・ 流域対策では 2,950万 m^3 (洪水量で計画)

○流域分担

■ 河川分担
 ■ 流域湛水等
 ■ 農地湛水(無被害)



○流量配分



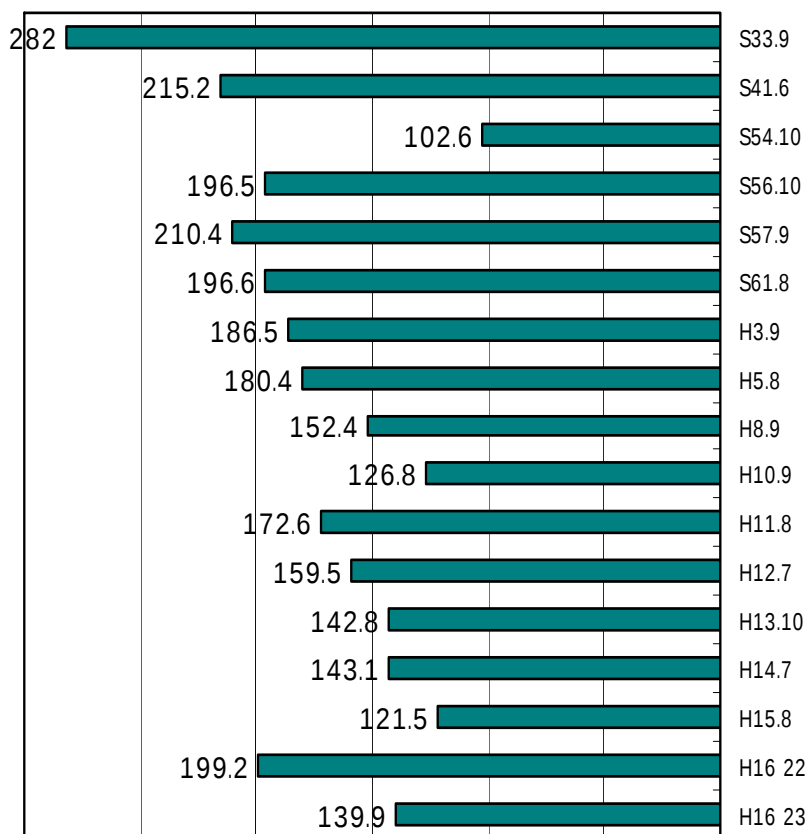
被害実績及び被害ポテンシャル

○中川・綾瀬川流域では浸水被害が頻発しています。

洪水

中川・綾瀬川流域平均総雨量(mm/48hr)

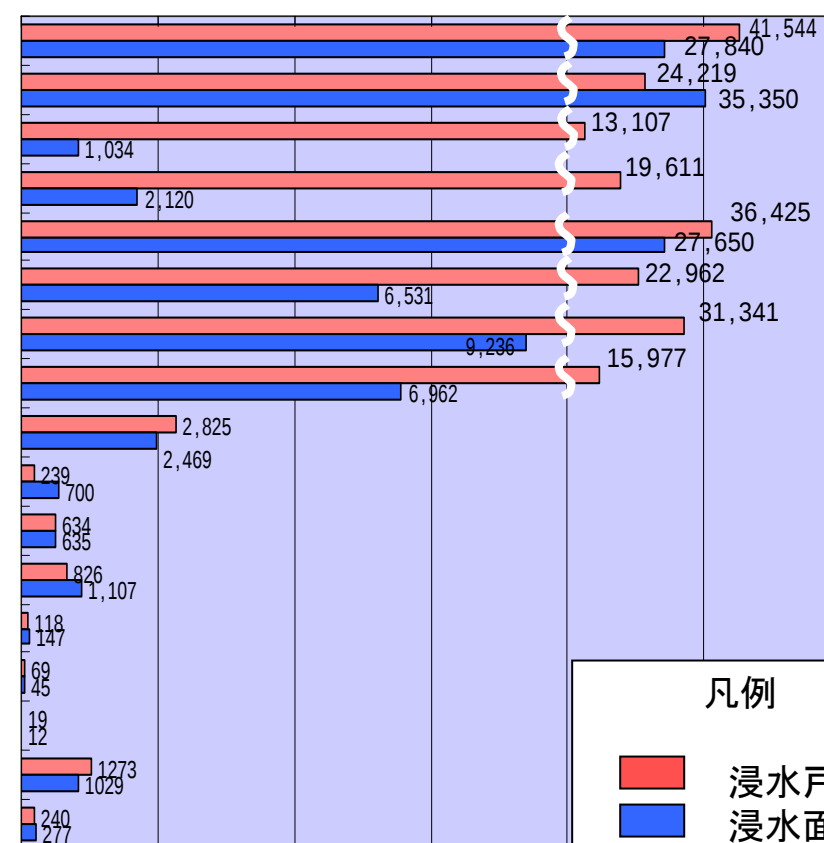
年月



浸水被害

浸水戸数(戸)・浸水面積(ha)

0 2,500 5,000 7,500 10,000



凡例

浸水戸数
浸水面積

過去の浸水被害

草加市西新田東町地先(昭和57年)



草加市上空より(昭和60年)



春日部市中央1丁目地先(平成3年)



春日部市一ノ割3丁目地先(平成8年)



幸手市緑台2丁目地先(平成12年)



岩槻市(現:さいたま市)西徳力(平成16年)



事業の進捗状況等

【総合治水対策(流域整備計画)に対して】

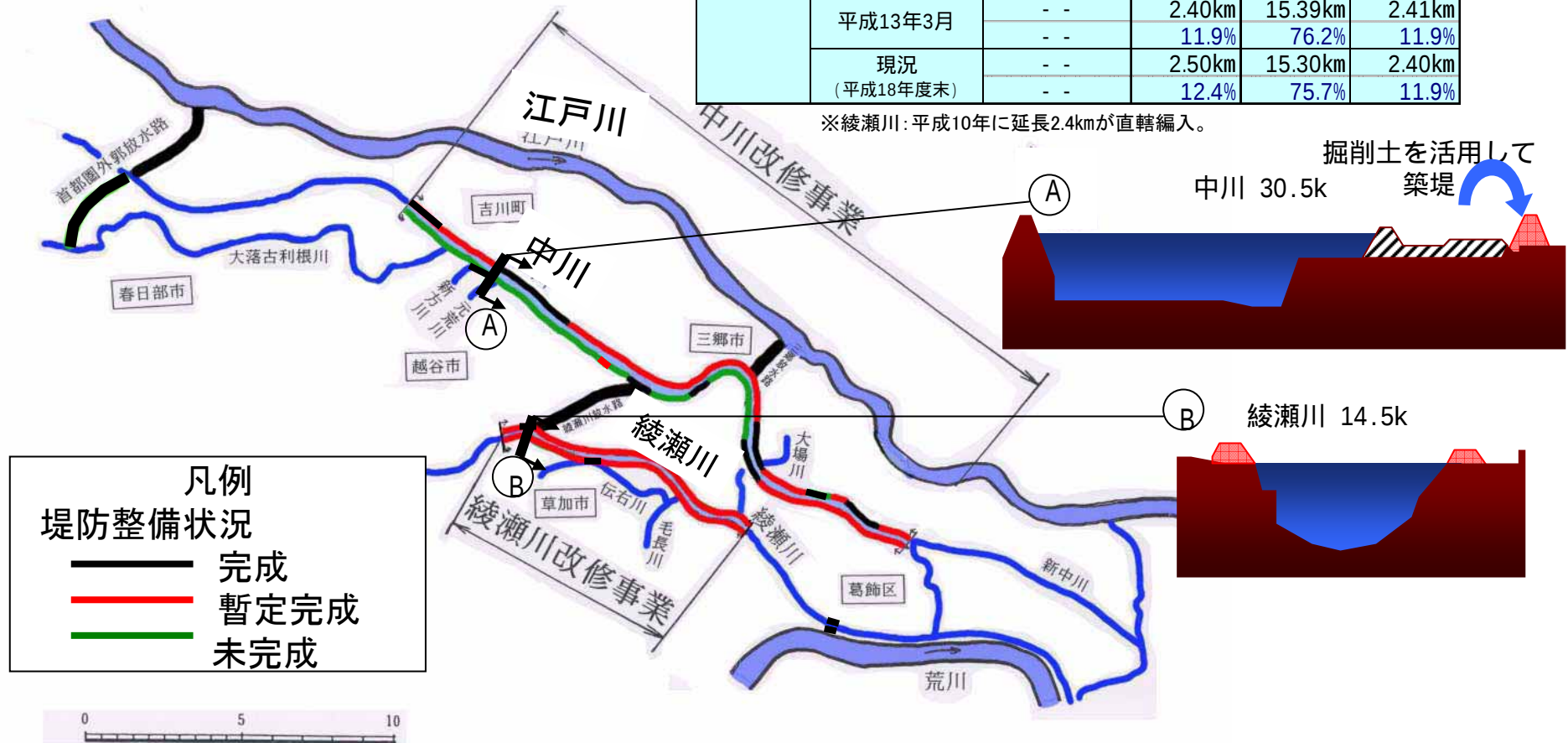
(1) 河川改修状況

綾瀬川の堤防整備は、H3年度までにHWLまでの暫定堤防整備で概成しており、現在は中川右岸の堤防未整備箇所の用地買収、築堤を優先的に実施している。

事業進捗状況

河川名	整備時点	用地取得状況	堤防延長		
			完成堤防	HWL堤防	未整備
中川	事業着手前 (昭和55年末)	全体約80ha	1.30km	12.39km	29.51km
			3.0%	28.7%	68.3%
	平成13年3月	42%	6.86km	22.53km	13.81km
綾瀬川	現況 (平成18年度末)	72%	9.20km	22.10km	11.90km
			21.3%	51.2%	27.5%
	事業着手前 (昭和55年末)	-	0.00km	2.35km	15.45km
綾瀬川		-	0.0%	13.2%	86.8%
	平成13年3月	-	2.40km	15.39km	2.41km
		-	11.9%	76.2%	11.9%
綾瀬川	現況 (平成18年度末)	-	2.50km	15.30km	2.40km
		-	12.4%	75.7%	11.9%
		-			

※綾瀬川：平成10年に延長2.4kmが直轄編入。

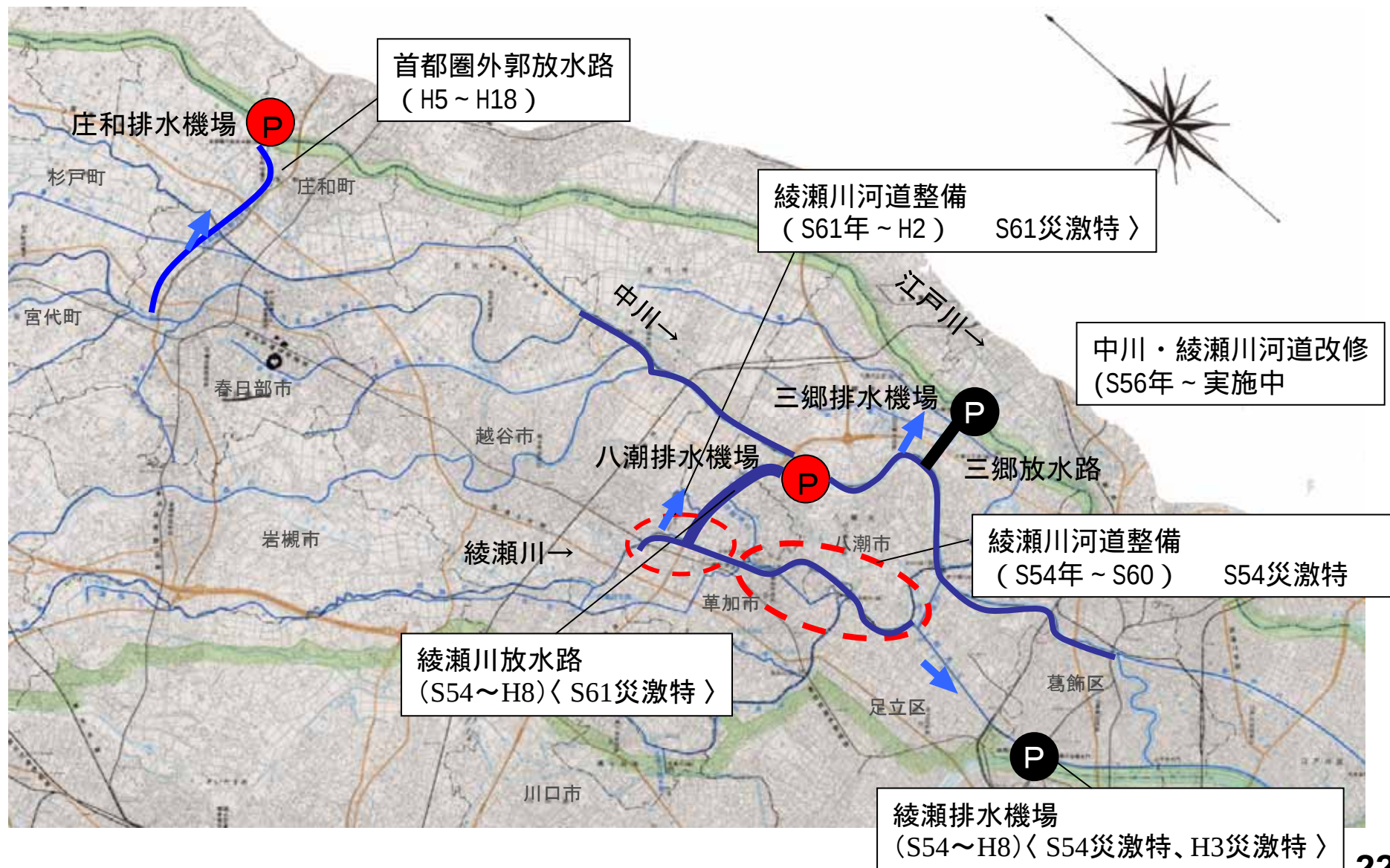


(2)ポンプ・放水路の整備状況

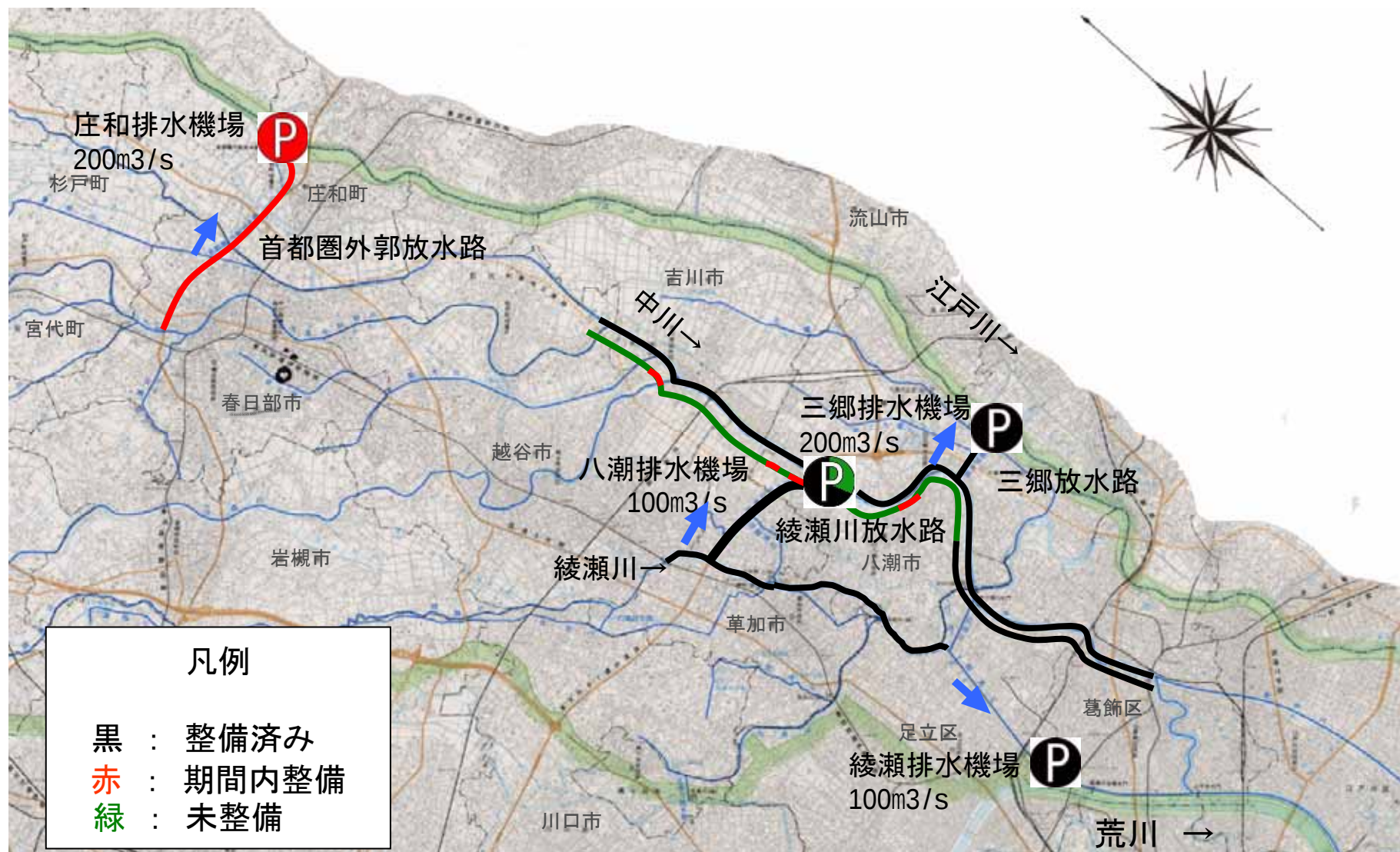
H19年の整備状況



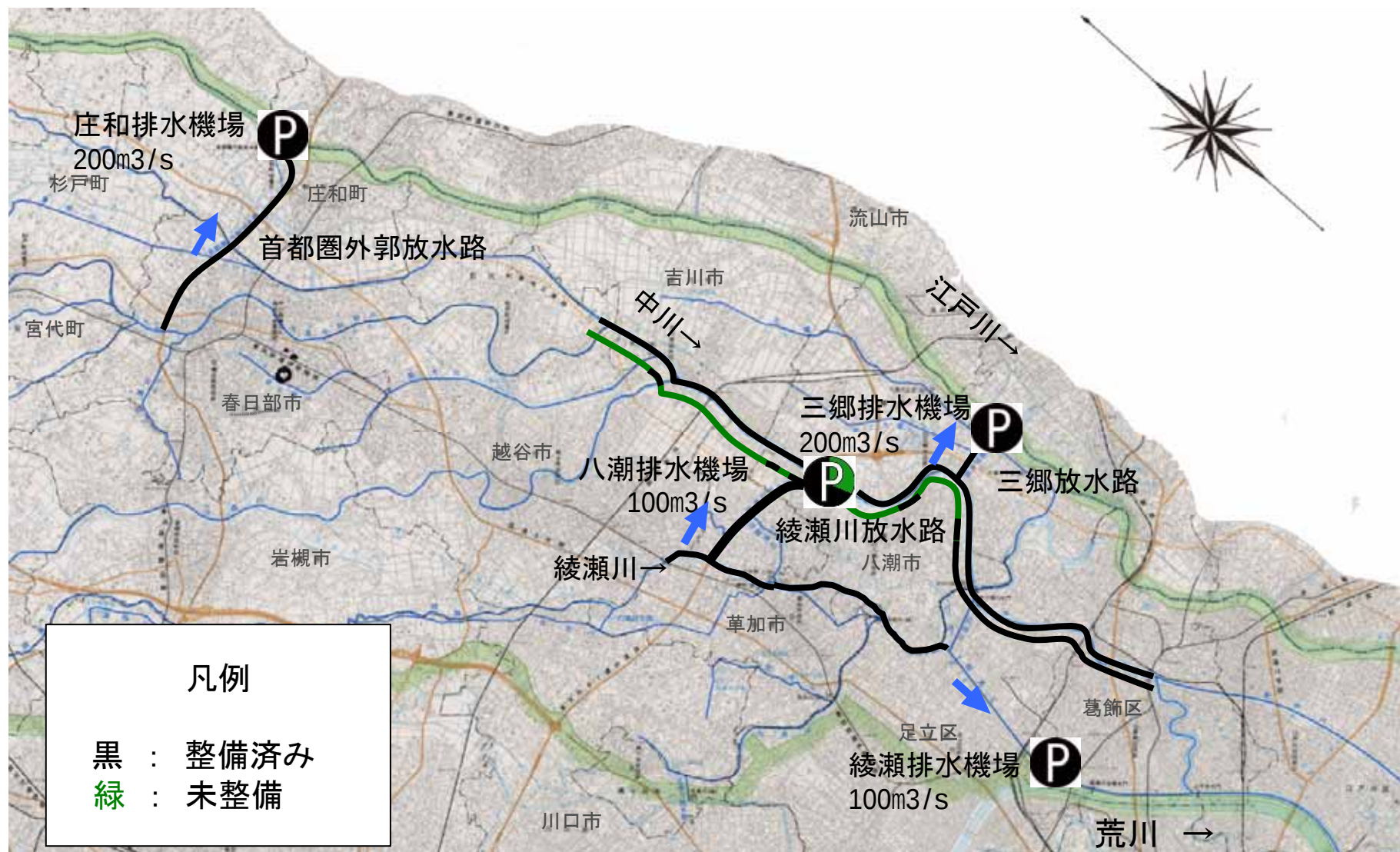
(3)これまで(S55年以降)の主なプロジェクト



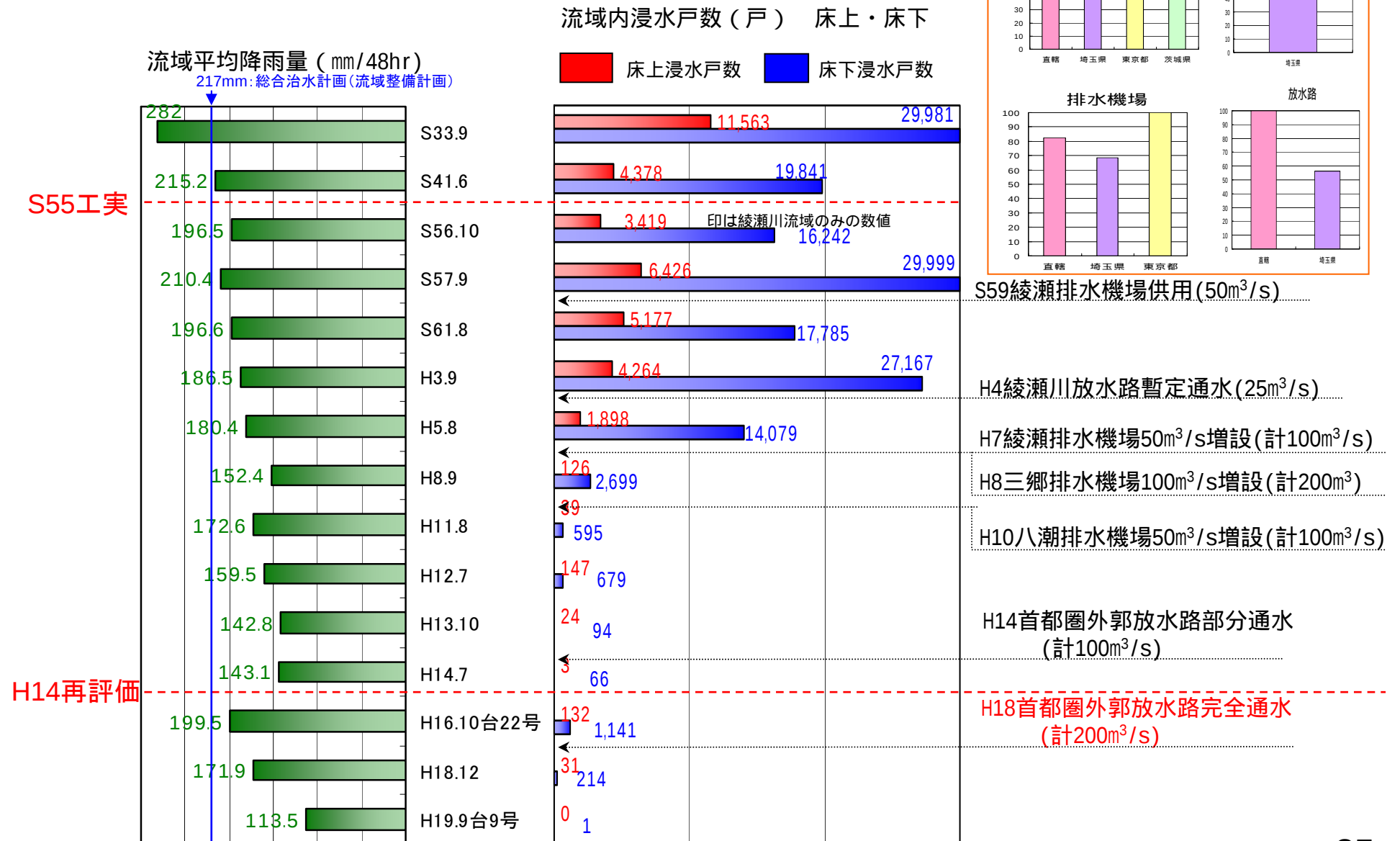
平成14年～平成18年(前回再評価後の事業)



現在の状況



(4)これまでの主なプロジェクトによる整備効果 【総合治水対策】

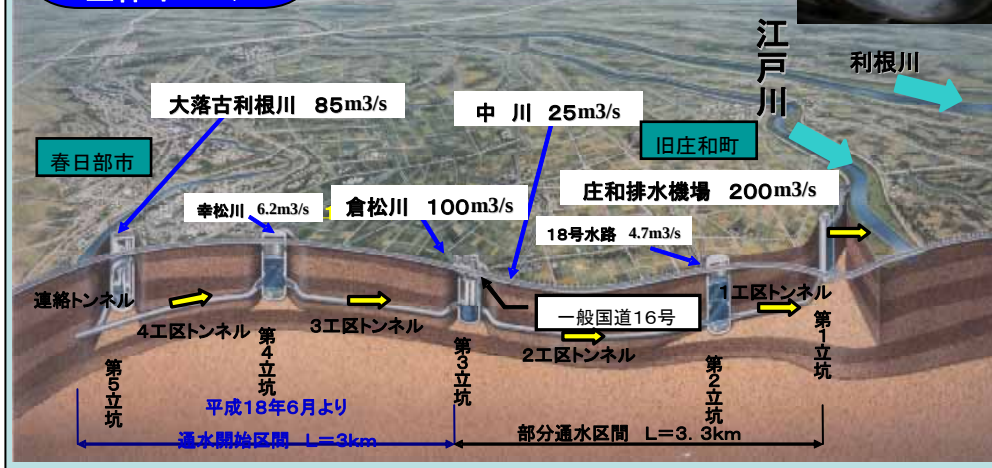


これまでの主なプロジェクトによる整備効果

【首都圏外郭放水路】

- 慢性的な浸水地域である中川流域の浸水被害を解消
- H3.3に埼玉県内の良好な住宅供給を目的とした大都市法に位置付け
- H4.4大規模工事承認
- H5.1都市計画決定、H5.3から立坑本体に着手
- H14出水期に、江戸川から中川、倉松川を部分通水
- H18出水期に、大落古利根川まで完全通水

全体イメージ



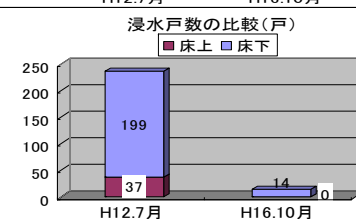
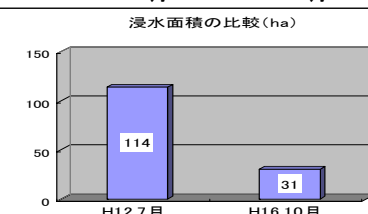
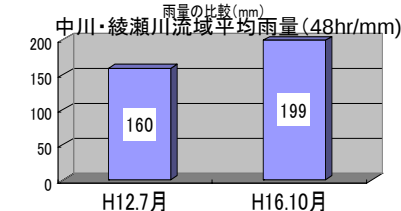
立坑流入状況



(部分)通水時の効果

※浸水面積・浸水戸数は、部分通水効果エリア「幸手市・杉戸町・庄和町(現春日部市)」での数値比較

幸手市緑台2丁目地先



首都圏外郭放水路の洪水調節実績

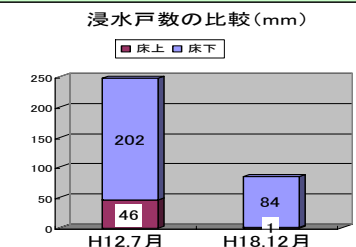
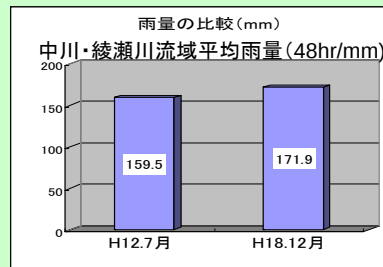
平成14年度の部分通水から現在まで、**38回の洪水調節**を実施
(合計約68百万m³を調節)

- 平成14年度 6回 840万m³(東京ドーム約 7杯分)
- 平成15年度 5回 601万m³(" 約 5杯分)
- 平成16年度 7回 1,569万m³(" 約13杯分)
- 平成17年度 7回 909万m³(" 約 7杯分)
- 平成18年度 7回 2,021万m³(" 約16杯分)
- 平成19年度 6回 ※H19.11末時点

H19.6.10(低気圧) :215万m³ (東京ドーム 約2杯分)
H19.7.15(台風4号) :175万m³ (" 約1.4杯分)
H19.7.30(集中豪雨) :64万m³ (" 約0.5杯分)
H19.9. 7(台風9号) :220万m³ (" 約2杯分)
H19.9.12(低気圧) :76万m³ (" 約0.6杯分)
H19.10.27(台風20号) :129万m³ (" 約1杯分)

平成18年12月出水の効果

11月～5月の期間では観測史上最大降雨(大正11年～)



(参考)
杉戸雨量観測所総雨量
H12:158mm
H18:160mm

注)浸水戸数は、幸手市・杉戸町
・春日部市(旧庄和町含む)
・宮代町の浸水戸数を計上

河川改修上の当面の課題

1/10の達成に向け

①排水の受皿を整備する観点から以下の点の解消を行う。

中川流下能力不足(堤防の未整備)

内水を排水する観点から以下の点の解消を行う。

排水能力不足

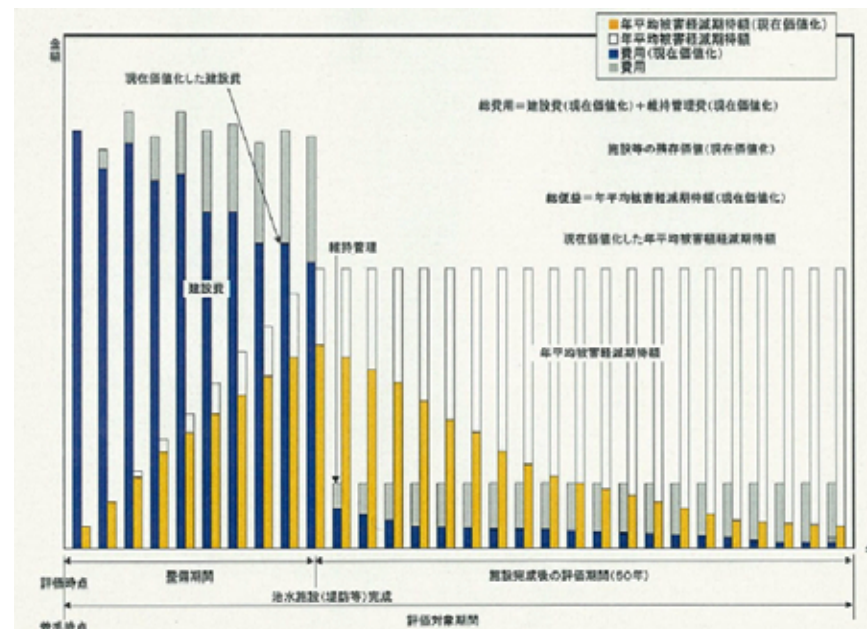


整備方針と内容

(1) 当面の目標に対する主な対策内容

課題	河川名	対策内容と整備方針
中川中流部の流下能力不足	中川	・中川右岸の堤防未整備区間について堤防の整備を促進します。
域外排水能力の不足	綾瀬川	・八潮排水機場の能力を100m ³ /s→150m ³ /sに増強します。

治水事業の費用対効果の考え方



費用便益比の内訳

■計算条件

- ・評価時点 平成19年
- ・整備期間 昭和55年から平成47年(56年)
- ・評価対象期間は、整備期間+50年間

河川改修事業費に要する総費用(C)		
①建設費	※1	7,432億円
②維持管理費	※2	460億円
③総費用(①+②)		7,892億円

※1:建設費は、社会的割引率(4%)及びデフレーターを用いて現在価値化を行い費用を算定。

※2:毎年定常的に要する費用と機械交換等の突発的・定期的な費用を算定。

総便益(B)	
洪水氾濫被害防止効果	98, 096億円

※治水施設の整備によって防止し得る被害額(一般資産、農作物等)を便益とする。
評価対象期間(50年間)に対し、社会的割引率(4%)を用いて現在価値化を行い算定。

※施設については法定耐用年数による減価償却の考え方を用いて、また土地については用地費を対象として、評価期間対象後(50年後)の現在価値を行い、残存価値として算定。

□残存価値 743億円

■算定結果(費用便益比)

$$\begin{aligned}
 & \text{便益の現在価値化の合計} + \text{残存価値} \\
 B/C = & \frac{\text{建設費の現在価値化の合計} + \text{維持管理費の現在価値化の合計価値}}{\text{98, 096} + \text{743}} \\
 & \frac{7, 432 + 460}{= 12.5 \text{ (前回} B/C = 9.9 \text{)}}
 \end{aligned}$$

【参考】費用便益比の内訳(残事業について)

■計算条件

- ・評価時点 平成19年
- ・整備期間 平成20年から平成47年(27年)
- ・評価対象期間は、整備期間+50年間

河川改修事業費に要する総費用(C)		
①建設費	※1	1,379億円
②維持管理費	※2	209億円
③総費用(①+②)		1,587億円

※1:建設費は、社会的割引率(4%)及びデフレーターを用いて現在価値化を行い費用を算定。

※2:毎年定常的に要する費用と機械交換等の突発的・定期的な費用を算定。

総便益(B)		
洪水氾濫被害防止効果		9,475億円

※治水施設の整備によって防止し得る被害額(一般資産、農作物等)を便益とする。
評価対象期間(50年間)に対し、社会的割引率(4%)を用いて現在価値化を行い算定。

※施設については法定耐用年数による減価償却の考え方を用いて、また土地については用地費を対象として、評価期間対象後(50年後)の現在価値を行い、残存価値として算定。

□残存価値 138億円

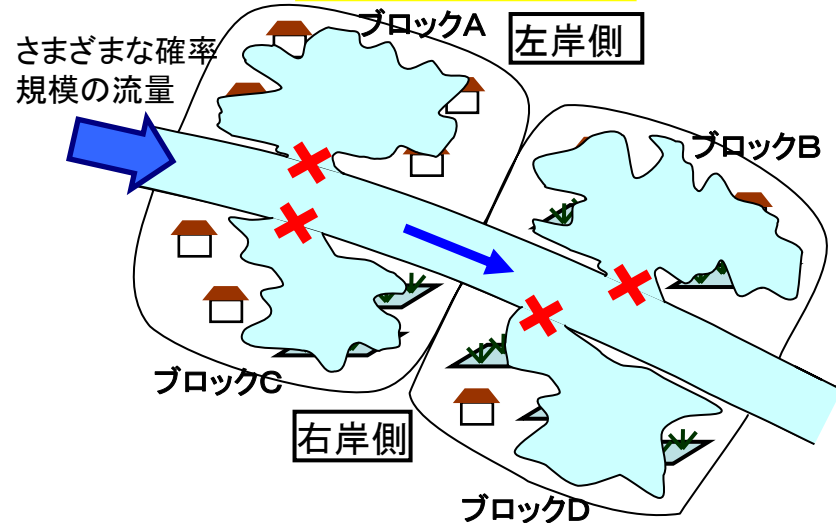
■算定結果(費用便益比)

$$B/C = \frac{\text{便益の現在価値化の合計} + \text{残存価値}}{\text{建設費の現在価値化の合計} + \text{維持管理費の現在価値化の合計価値}}$$

$$= \frac{9,475 + 138}{1,379 + 209} = 6.1$$

洪水調節に係る便益の算定

治水対策施工前



氾濫に伴う想定被害額の算定にあたっては、「治水経済調査マニュアル(案)」に基づき、該当項目ごとに被害額を算出します。

浸水被害額の算定

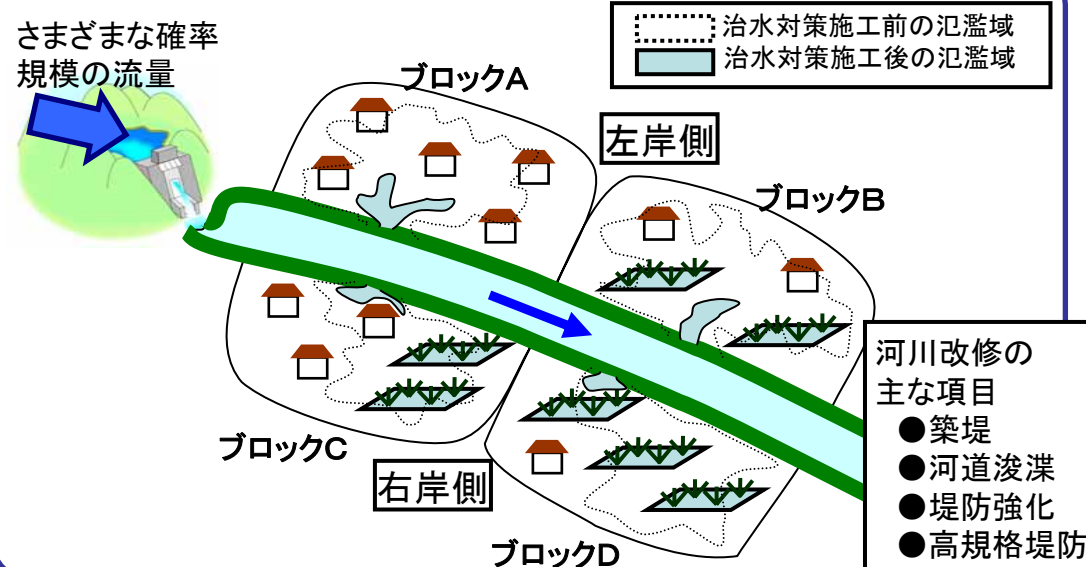
直接被害

- 家屋
- 家庭用品
- 事業所償却・在庫資産
- 農漁家償却・在庫資産
- 農作物
- 公共土木施設等

間接被害

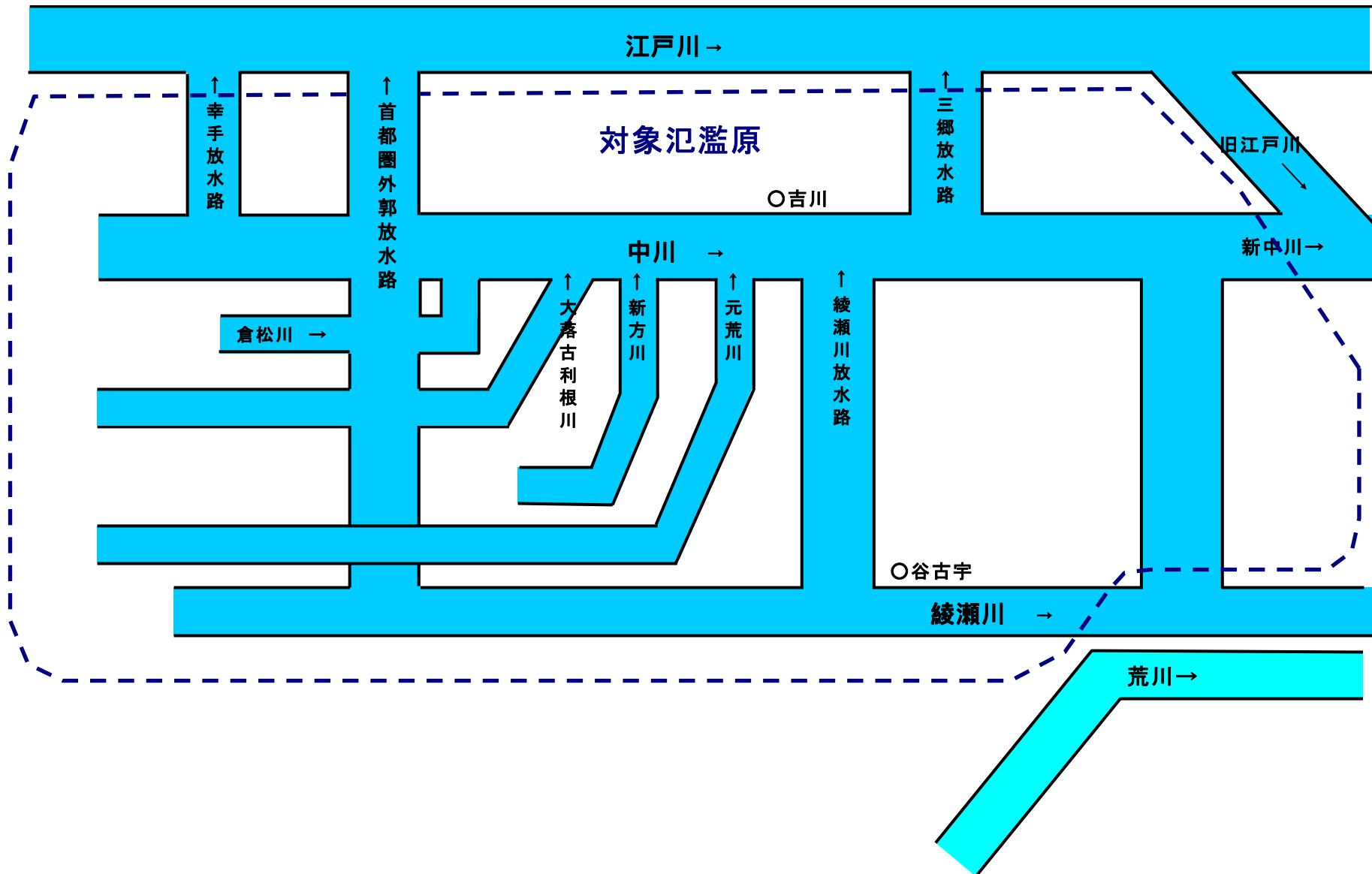
- 営業停止損失
- 家庭における応急対策費用
- 事業所における応急対策費用

治水対策施工後



対象氾濫原図

浸水被害額の算定に先立ち、氾濫シミュレーションを実施する際の対象氾濫原図を以下に示す。



「中川・綾瀬川改修事業」の再評価の視点

①事業の必要性等に関する視点

1)事業を巡る社会経済情勢等の変化

→ 交通網整備が現在も進捗し、流域内の人口も引き続き増加しつつあることから、今後も市街化が進展するものと予想される。
近年の平成16年10月洪水においても流域の浸水被害が発生するなど、早急な治水対策事業が必要。

2)事業の投資効果

→ 費用対効果分析については、河川整備計画策定に当たって改めて算出するものであるが、今回は、前回(平成14年度)評価時に算出した費用対効果と基本的な条件は変えずに、評価基準年を平成19年度として、現在価値化したものを示す。

平成19年度評価時	総事業費 (億円)	B / C	B (億円)	C (億円)
中川・綾瀬川改修事業	7,910	12.5	98,839	7,892

②事業の進捗の見込みの視点

→ 首都圏外郭放水路は、平成18年6月に完全通水を実施し、これまでに一定の効果を発揮しています。

現在実施中の中川右岸の堤防未整備区間については、用地取得状況もH13末の約4割からH18末で約7割と順調に進んでおり、残りの区間の用地買収についても大きな支障はないと見込んでおり、今後は県管理区間の改修状況及び堤防整備との関連事業である橋梁架替等の道路事業との連携を図り進めていく。

③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

→ 近年の技術開発の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性を探りながら、今後とも事業を進めていく方針である。

今後の対応方針(案)

- 今回、審議対象となっている事業については、当面継続していくこととする。
- 河川整備計画については、策定後速やかに、その結果を事業評価監視委員会に報告する。